

## 人 材 育 成 等 一 覧

### 【 修 学 資 金 】

事業名	目 的	対 象 者	貸与期間	貸 与 額	利子	返 還	貸与人数
介護福祉士等修学資金貸付事業	福祉・介護人材の確保が喫緊の課題となっていることから、若い人材の福祉・介護分野への参入を促進し、県内定着を図る。 (実施主体：県社会福祉協議会)	卒業後県内の指定施設において介護福祉士等の業務に従事しようとする学資支弁が困難な学生で、次のいずれかに該当する者 ①県内の市町村に住民登録をしている者 ②県内の養成施設で修学する者	養成施設等に在学する期間	月額 5万円 入学準備金 20万円 就職準備金 20万円	無利子	卒業日から1年以内に、県内の指定施設において介護等の業務に引き続き5年間(過疎地域等は3年間)従事した場合などに返還を免除できる。	継続 9名
看護学生修学資金貸与事業	資金を貸与することにより、看護学生の修学を容易にし、県内における看護職員の確保を図る。	看護師養成施設等に在学する者で、卒業後、県内の医療機関等で看護職員の業務に従事する意志のある者	修学期間	保健師・助産師・看護師 月額 32,000円 (国公立) 月額 36,000円 (民間立) 准看護師 月額 15,000円 (国公立) 月額 21,000円 (民間立) 大学院修士課程 (看護) 月額 83,000円 (国内) 月額200,000円 (国外)	無利子	卒業後、県内の医療機関等で引き続き5年間勤務した場合、返還を免除できる。	新規 40名
看護職員確保特別資金貸与事業	資金を貸与することにより、看護学生の修学・就職活動を容易にし、県内における看護師の確保を図る。	県外の看護師養成施設(通信課程を除く。)の最終学年又は最終学年の一年前の学年に在学する者で、卒業後、県内の医療機関等で看護師の業務に従事する意志のある者	1人1回	600,000円	無利子	卒業後、県内の医療機関等で引き続き3年間勤務した場合、返還を免除できる。	新規 50名

事業名	目的	対象者	貸与期間	貸与額	利子	返還	貸与人数
助産師確保特別資金貸与事業	資金を貸与することにより、看護学生の修学・就職活動を容易にし、県内における助産師の確保を図る。	助産師養成施設の最終学年に在学する者で、卒業後、県内の医療機関等で助産師の業務に従事する意志のある者	1人1回	1,200,000円	無利子	卒業後、県内の医療機関等で引き続き5年間勤務した場合、返還を免除できる。	新規 10名
医学生地域医療奨学金貸与事業	奨学金を貸与することにより、県内における医療機関の医師の確保及び充実を図る。	将来県内の医療機関で医師の業務に従事する意志のある者。貸与人数は、右記のとおり。	修学期間	月額100,000円 入学金相当額 282,000円	年 10%	大学卒業後、貸与期間の3倍の期間内に、初期臨床研修を除き、指定医療機関（県内の公的病院、地域医療拠点病院、臨床研修病院等）で貸与期間と同期間（うち半分は特定地域医療機関（県内過疎地域の公的病院・地域医療拠点病院等））勤務した場合、返還を免除できる。	・島根大学医学部「地域枠推薦入試」によるH24年度入学者…10名 ・島根大学医学部「県内定着枠」によるH24年度入学者…7名 ・島根大学医学部「一般推薦入試」「県内定着枠以外的一般選抜」によるH24年度入学者…5名 ・鳥取大学医学部「島根県地域枠入試」によるH24年度入学者…5名

事業名	目的	対象者	貸与期間	貸与額	利子	返還	貸与人数
緊急医師確保対策 枠奨学金	奨学金を貸与することにより、県内における医療機関の医師の確保及び充実を図る。	将来県内の医療機関で医師の業務に従事する意志のある、緊急医師確保対策枠推薦入試により入学した者	修学期間	月額100,000円 入学金相当額 282,000円 授業料相当額 535,800円	年 10%	大学卒業後、12年の間に、初期臨床研修を含む9年間指定医療機関（うち4年間は過疎地域の指定医療機関）で勤務した場合、返還を免除できる。	5名
特定診療科医師緊急養成奨学金	奨学金を貸与することにより、県内における医療機関の医師の確保及び充実を図る。	将来指定医療機関の特定診療科（医師が不足する診療科のうち知事が定めるもの）に勤務しようとする学生	連続する2年間で2回を上限	3,000,000円/回	年 10%	大学卒業後、県内で初期臨床研修を受け、引き続き指定医療機関の特定診療科で、3年間勤務した場合、返還を免除できる。ただし、県外研修等が6ヶ月以上となる場合は、6ヶ月以上の県外研修等期間を猶予期間とする。	8名
研修医研修支援資金（初期臨床研修医向け）	研修を支援するための資金を貸与することにより、県内における医師の確保及び充実を図る。	将来指定医療機関において後期研修を受けようとする初期臨床研修医	連続する2年間で2回を上限	1,500,000円/回	年 10%	初期臨床研修終了後、指定医療機関で3年間後期研修を受けた場合、返還を免除できる。ただし、県外研修等が6ヶ月以上となる場合は、6ヶ月以上の県外研修等期間を猶予期間とする。	9名

事業名	目的	対象者	貸与期間	貸与額	利子	返還	貸与人数
特定診療科医師育成支援資金（初期臨床研修医向け）	研修を支援するための資金を貸与することにより、県内における医師の確保及び充実を図る。	将来指定医療機関の特定診療科（医師が不足する診療科のうち知事が定めるもの）に勤務しようとする初期臨床研修医	連続する2年間で2回を上限	3,000,000円/回	年 10%	初期臨床研修終了後、指定医療機関の特定診療科で5年間勤務（うち、2年間は過疎地域に所在する指定医療機関で勤務）した場合、返還を免除できる。ただし、県外研修等が6ヶ月以上となる場合は、6ヶ月以上の県外研修等期間を猶予期間とする。	3名
研修医研修支援資金（後期臨床研修医向け）	研修を支援するための資金を貸与することにより、県内における医師の確保及び充実を図る。	将来指定医療機関に勤務しようとする後期研修医	連続する2年間で2回を上限 （H24年度から貸与を受ける場合）	3,000,000円/回	年 10%	後期研修終了後、松江・出雲部の指定医療機関で貸与年数の1.5倍の期間を勤務した場合、または、過疎地域に所在する指定医療機関で貸与年数と同年数を勤務した場合、返還を免除できる。ただし、県外研修等がある場合は、その県外研修等期間を猶予期間とする。	10名
島根県獣医師修学資金貸与	獣医学生に修学資金を貸与することにより、県の機関における必要な獣医師の人材を確保する。	将来島根県の職員として獣医師の業務に従事しようとする獣医学生	修学期間（修業年限以内）	100,000円/月	年 10%	県の職員として、引き続いて貸与期間の2分の3に相当する期間獣医師の業務に従事した場合、返還を免除できる。	新規 2名